

5 年 保 存
令和7年3月31日満了

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2

崎 少 (補) 第 7 号

令 和 2 年 1 月 2 8 日

関係各所属長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（通達）

長崎県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）については、「長崎県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（通達）」（平成29年3月21日付け崎少（補）第54号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、令和2年4月1日付けで長崎市内警察署が再編成することに伴い、活動区域を見直し、別添のとおり「長崎県警察スクールサポーター運用要綱」を新たに制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、この通達は、令和2年4月1日から施行することとし、旧通達は、同年3月31日限りで廃止する。

別添

長崎県警察スクールサポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、長崎県警察のスクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものである。

2 準拠

スクールサポーターの身分は非常勤職員とし、その任免、勤務条件等については、長崎県警察非常勤職員取扱要綱に定めるところによる。

3 選考

スクールサポーターは、人格高潔で少年警察活動に深い理解がある者の中から選考するものとする。

4 配置・活動区域

スクールサポーターは、警察署又は生活安全部少年課（以下「配置所属」という。）に配置する。スクールサポーターの配置所属、活動区域は別表1のとおりとする。

5 派遣要請

配置所属以外の警察署は、別表1に定めた配置所属の長へスクールサポーターの派遣を要請できるものとする。その際は、配置所属と十分調整を図った上で、派遣要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

6 服務

スクールサポーターは、配置所属の長の指揮監督の下に職務を行う。ただし、活動区域に従って配置所属以外の管轄区域で職務を行う際は、当該警察署長の指揮監督に服するものとする。

7 勤務日

配置所属の長は、土曜日、日曜日、祝日をスクールサポーターの勤務日として指定できるものとする。

8 職務

スクールサポーターは、活動区域内の小中学校、中学校等（以下「学校等」という。）を巡回・訪問して次に掲げる職務を行うものとする。

なお、具体的な活動要領については、別表2のとおりとする。

- (1) 児童生徒の問題行動等に関する情報収集
- (2) 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援
- (3) 非行・犯罪被害防止教育の支援
- (4) 学校等における児童生徒の安全確保対策

(5) 地域安全情報等の把握及び提供

(6) その他児童生徒の健全育成上必要と認められる活動

9 巡回・訪問等の方法

学校等へ巡回・訪問する際は、原則として事前に連絡するものとする。

10 服装等

(1) スクールサポーターの服装は、私服とする。

(2) スクールサポーターは、勤務中、スクールサポーター腕章（別記様式第2号）を着装するものとする。

(3) スクールサポーターは、勤務中、スクールサポーター証（別記様式第3号）を携帯し、相手から身分の表示を求められたときは、これを提示しなければならない。

11 指導教養

配置所属の長は、スクールサポーターに対し、職務に必要な知識及び技術を習得させるための指導教養を行うものとする。

12 活動上の留意事項

(1) 学校、市・町教育委員会と連携を密にし、その理解と協力を得て、学校の運営に支障を及ぼすことのないように配慮すること。

(2) 活動中に認知した事件・事故は直ちに管轄警察署に引き継ぐこと。

(3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(4) 受傷事故の防止に努めること。